

国民年金の届出について

住民税務課 電話 0994-22-3039
 住民生活課 電話 0994-25-2511
 鹿屋年金事務所 電話 0994-42-5121

こんなときには届出が必要ですよ

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。
 届出は加入する時だけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。もし、届出されなかった場合、年金額が少なくなったり受け取れない場合もありますので、必ず届出をしましょう。

届出が必要なとき	異動の内容	持参するもの	届出先
20歳になったとき (厚生年金や共済年金の加入者の場合)	第1号被保険者となります。	・印鑑 (自署の場合は不要)	住所地の市町村
退職したとき (厚生年金や共済年金の加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者になります。 (第3号被保険者に該当する場合を除く)	・印鑑 (自署の場合は不要) ・年金手帳	住所地の市町村
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金を辞めたとき	第3号被保険者から第1号被保険者へ	・印鑑 (自署の場合は不要) ・年金手帳	住所地の市町村

バック駐車を実践しましょう!

最近、駐車場などで後退中による自動車事故が多くなっています。錦江町でも後退時における物件事故が23件発生しています。他地域では、駐車場で普通貨物自動車の後方を歩いていた歩行者が後退してきた普通貨物自動車にはねられ死亡するという痛ましい事故も発生しています。

このような痛ましい事故が起こらないようにする為にも、「バック駐車」を実践しましょう。

「バック駐車」とは？

バック駐車とは、駐車場や車庫などにおいて、車の前方部分から駐車（前進で駐車）するのではなく、車の後方部分から駐車（バックで駐車）することです。

「バック駐車」はなぜ良いの？

バック駐車をすることにより、駐車場や車庫などから出庫する時に前進で発進出来ることになり、バックで出庫する時より視界も広がり、より安全に出庫することが出来ます。



【お問い合わせ先】 錦江警察署交通課 TEL 22-0110